

**鳥取県告示第829号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社いちむら 代表取締役 市村 彰	鳥取市河原町 天神原402-1	デイサービスほのか	鳥取市上原923- 20	通所介護	平成20年12月 25日